

役員等報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光昇会（以下「法人」という。）の役員等の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、役員会等出席1回につき1人3,000円とする。ただし、各年度の総額が、下表の金額を超えない範囲で支給することができる。

3 建設委員会等を設ける場合は、建設委員会等出席1回につき、1人3,000円支給することができる。

区 分	年 総 額 (最高限度額)
理 事	500,000円以内
監 事	500,000円以内
評議員	500,000円以内
評議員選任解任委員	500,000円以内

(支給日)

第3条 役員等の報酬は、通貨又は銀行振込みにより支払う。

(費用弁償)

第4条 役員等が、法人の要務で会議又は研修に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額、日当及び宿泊料とする。

3 日当及び宿泊料は、次のとおりとする。

日 当	1日につき	5,000円
宿泊料	1泊につき上限	14,000円

(改正)

第5条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

附 則

- この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 第一次改正 第2条2項・第5条 平成29年4月1日から施行する。
- 第二次改正 第2条3項 平成30年4月1日から施行する。